

令和7年度観光産業の生産性向上推進事業

【公募要領】

(申請期間)

令和7年4月9日（水）から令和7年4月25日（金）17時まで

- 申請書類は、三重県ホームページより取得してご提出ください。
- 当事業は、専門家を派遣し、観光事業者の生産性向上に関する取組を支援するものです（補助金事業ではありません）。

(当事業に関する問合せ先)

- ご不明な点があれば、下記どちらかの電話番号またはメールにてお問い合わせください。

観光産業の生産性向上推進業務 窓口（有限責任監査法人トーマツ）

Tel：080-7931-0549

三重県観光部観光戦略課

Tel：059-224-2830（平日8：30～17：15※土日祝を除く）

Mail：kankost@pref.mie.lg.jp

令和7年4月

三重県観光部観光戦略課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

観光産業は他産業と比べて生産性が低く、さらに人手不足も深刻となっており、将来を見据えた経営基盤の強化が喫緊の課題となっています。

本事業は、令和6年度に引き続き、専門家によるコンサルティングによって観光事業者の生産性向上の取組を支援し、人材不足の解消や経営状況の改善に繋げるとともに、生産性向上等に関する事例をまとめた事例集の作成、成果報告会の開催など横展開を図ることで、県内観光産業全体の経営基盤強化をめざすことを目的とします。

(2) 事業の内容

支援対象となった観光事業者等(以下、「支援対象者」という。)は、専門家によるコンサルティングを受けながら、生産性向上に取り組めます。

支援対象者は無償でコンサルティングを受けることができます。ただし、コンサルティング以外の経費(例：生産性向上に資するITツールの導入費用等)が発生する場合は、支援対象者の負担となります。

本事業は、有限責任監査法人トーマツが受託しており(以下、「受託者」という。)、受託者が支援対象者の現状を分析のうえ、適当な専門家を派遣します。

【コンサルティングの対象となるテーマ】

① 売上の増加

(例：単価向上、稼働率向上、マーケティングや他施設との差別化等)

② 投入資源や業務の効率化

(例：IT化・機械化、人員配置の見直し、業務改善、マニュアル整備等)

(3) 事業スケジュール(予定)

時期	内容
5月初旬	支援対象者決定、事業開始
～7月	経営実態・課題の把握、分析 (専門家によるヒアリング及び現地視察を含む)
8～3月	改善案の提案・実施
3月	成果報告会

2. 事業要件

(1) 申請要件

本事業の対象は、県内で宿泊施設、観光施設、土産物店、体験事業のいずれかを営む事業者(以下、「観光事業者」という。)とし、申請は①観光事業者(単独)、②複数の事業者又は施設で構成するグループ、のどちらかとなります。グループの場合は、観光事業者以外の事業者を含むことを可とします。

➤ グループの基準(※AまたはBどちらかに該当すること)：

- (A) DM0等を主体とし、複数事業者からなる地域単位のグループ
- (B) 複数施設を有する事業者による、施設をまたぐ取組導入をめざすグループ

なお、①②どちらの場合であっても、以下の要件を全て満たさなければ申請は認められません。(※②の場合、構成する全ての事業者が以下の要件を全て満たしている必要があります。)

- ア. 専門家によるコンサルティングを受けながら、支援対象者が主体となり生産性向上策の検討・導入などに積極的に取り組む意欲があること。
- イ. 受託者の求めに応じ、資料・データの提出(例:財務諸表(P/L)、仕入れ管理表、シフト及び勤務状況確認資料、業務一覧表などの経営状況を把握することができる資料・データ等)、ヒアリング・現地視察、成果報告書への事例掲載(必要に応じデータの公表)等に合意できること。
- ウ. 本事業を実施する上で必要な体制を有していること。
- エ. 事業終了後も、継続的に生産性向上の取り組みを行う意欲があること。
- オ. 次のいずれにも該当するものでないこと。
 - a. 「三重県暴力団排除条例」(平成22年三重県条例第48号)を遵守しない者
 - b. 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
 - c. 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - d. 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - e. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
 - f. 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - g. 法令に則った営業許可を取得していない者
 - h. 三重県税並びに消費税及び地方消費税に未納がある者
- カ. その他公序良俗に反した営業等を行っていないこと。

(2) 観光事業者の定義

本事業における観光事業者とは、県内で宿泊施設、観光施設、土産物店、体験事業のいずれかを営む事業者としますが、その定義は以下のとおりとします。

ア. 宿泊施設

不特定多数の旅行者の利用に供する県内宿泊施設の営業を行う事業者のうち、

旅館業法で規定する「旅館・ホテル営業」、「簡易宿所営業」の三重県知事又は四日市市長の許可を受けている事業者が営業する施設とします。

【対象外の施設】

- ・旅館業法に規定の「下宿営業」施設
- ・店舗型性風俗特殊営業を行う施設（いわゆるラブホテル等）
- ・その他不特定多数の旅行者を受け入れていない施設

イ. 観光施設

観光客のために提供し、次に該当する施設とします。

【対象施設】

観光庁の「観光入込客数に関する共通基準」に基づき、県内各市町へ入込客数を報告している施設

<施設例>

レジャーランド・遊園地、温泉施設、水族館 等

【対象外となる施設】

地域住民の日常利用が大半を占めている施設

<施設例>

- ・地域住民の利用が大半を占める運動施設
- ・ショッピングセンター、商店街
- ・観光施設に附属する駐車場
- ・地域住民の利用が大半を占める遊興施設・遊戯施設
(パチンコ店、ボウリング場等)

ウ. 土産物店

観光客に対して三重にちなんだ品物を販売している店舗とします。ここでいう「店舗」とは、次のいずれにも該当する店舗とします。

【対象店舗】

- ・三重県観光連盟公式サイト(観光三重)や観光協会HPに掲載されている土産物店
- ・協同組合三重県物産振興会の組合員が営む土産物店

【対象外となる店舗】

地域住民の日常利用が大半を占めている店舗

<店舗例>

ショッピングセンター、コンビニ、薬局 等

エ. 体験事業

観光客に対して三重の魅力を伝える体験事業を実施していることとします。ここでいう「体験事業」とは、次に該当する事業とします。

【対象事業】

三重県観光連盟公式サイト(観光三重)、観光協会HP、じゃらん・アソビューなどのOTAサイトで掲載されている事業

<事業例>

自然体験、産業体験、文化体験、郷土料理づくり体験、工芸体験、
ガイド付き施設見学、観光ガイド付きまち歩き体験 等

【対象外となる事業】

- ・地域住民の日常利用が大半を占める事業
- ・単にイベントのみを実施している事業(例：1日限定で実施するイベント等)
- ・目的地への送迎のみを目的としている事業(例：バス送迎、渡船等)
- ・地域住民を対象とした事業・施設
(例：英会話教室、水泳教室、スポーツジム、ボウリング場等)

3. 支援対象者の選定

(1) 支援対象者選定の流れ

ア. 本事業への参加を検討する観光事業者またはグループは、速やかに観光戦略課までメールにてご一報ください。(事前に聞き取りをさせていただく場合があります。)

イ. 「事業申請書」を観光戦略課まで提出してください。

ウ. 県と受託者にて審査のうえ支援対象者を決定し、結果を通知します。

※事業申請書に記載いただく「取り組みたい内容」と、コンサルティングの結果が必ずしも同じ取組とはならない場合がございますので、予めご了承ください。

(2) 選定数

5件程度(予定) ※グループは、5件中1件までとします。

(3) 審査基準

提出された資料をもとに、以下の基準に基づいて審査します。

- ・経営課題に取り組む合理性があり、課題解決に向けた意欲があるか。
- ・取り組みたい内容や課題が、他事業者への横展開性が高いものか。
- ・事業を実施できる体制が整っているか。

※事業規模、地域バランスを考慮のうえ、決定する場合があります。

(4) 選定結果の決定及び通知

5月上旬に申請者全員に対して結果の通知を行う予定です。

4. 申請方法

(1) 申請期間

令和7年4月9日(水)から令和7年4月25日(金)17時まで

(2) 提出先

メールにて下記提出書類を送付ください。

三重県観光部観光戦略課 Mail: kankost@pref.mie.lg.jp

※申請後、一営業日以内に送信アドレスへ受領確認メールをお送りします。

万一、確認メールが届かない場合は、観光戦略課までご連絡ください。

(3) 提出書類

- ・ 事業申請書（指定様式）
- ・ 申請者の事業概要がわかる資料（パンフレット、会社案内等）

※「事業申請書」は三重県ホームページより取得してください。

三重県HP：<https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0361200046.htm>

(4) 留意点

- ・ 提出書類に虚偽があった場合は、申請を無効とします。
- ・ 提出書類は、「三重県情報公開条例」に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。
- ・ 提出書類の内容について、ヒアリングを実施することがあります。
- ・ 本事業とは別に、テーマを限定し、生産性の向上に取り組んでいただくワークショップの開催を予定しています。審査の結果、本事業にご参加いただけない事業者の方には、希望があれば優先的にワークショップにご参加いただけるよう配慮いたします。（※参加を確約するものではありません）。
なお、ワークショップの詳細と募集情報は、5月以降公開予定です。

以上